

# 水戸市農業委員会だより

令和2年11月発行

第189号  
発行所

水戸市農業委員会事務局  
水戸市中央1丁目4番1号  
☎ 224-1111(内線 6412)

年4回発行



現地研修会の様子（8月20日開催）

## 新任委員現地研修会が行われました

水戸市農業委員会では、本年7月の改選により、新たに選任された「新米」の農業委員と推進委員を対象に遊休農地対策として実施している「農地バトロール」に関する現地研修会を開催しました。

農業委員会では、農地バトロールにより、遊休農地を確認し、「再生可能」と「再生困難」に仕分けを行い、再生可能と判断した農地については、農地中間管理機構への貸付を誘導するなど農地としての活用を促進しております。

研修会では、実際に遊休化した農地を見ながら、再生可能と再生困難を仕分ける際の注意点等について研修を行いました。

委員からは、「農地の維持管理が出来ていても、受け手となる担い手がなかなか見つからない」、「遊休農地の所有者の多くは、農業用機械を持ち合わせていないので、機械リース事業等を広く知らしめてほしい」などの意見がありました。

農地は一度、耕作をやめて数年経ってしまうと、原形を失うほど荒れてしまいます。

また、荒れてしまった農地は、繁茂した雑草が原因で不法投棄の場所となる可能性があり、住民生活に大きな影響を与えます。このようなことに繋がらないよう、遊休農地の所有者等は、農地を適正に管理しなければなりません。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業の活性化を図るため、引き続き、遊休農地の発生防止と解消に向けて、粘り強く最適化活動を続けてまいります。

### 主 要 記 事

- 新任委員現地研修会が行われました・・・ (1頁)
- 農地転用には手続が必要です・・・ (2頁)
- 農地改良には事前協議が必要です・・・ (2頁)
- 農業委員会活動報告・・・ (2頁)
- 新型コロナウイルス感染症  
拡大による助成制度・・・ (3頁)
- 農業に使用する軽油引取税の  
免税制度について・・・ (3頁)
- 農地情報・・・ (4頁)
- 農業委員のひとこと・・・ (4頁)

## 農地転用には手続が必要です

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であり、かけがえのない資源です。

「農地転用」とは、農地を住宅・店舗・駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地法では、将来にわたり大切な農地を保全するために、農地転用を規制しており、悪質な違反転用者に対しては、罰則規定が設けられています。

※ 許可無く農地を転用した場合は、3年以下の懲役又は300万円（法人は1億円）以下の罰金

農地転用する場合には、下記のように手続が必要です。必ず事前に農業委員会へご相談ください。

都市計画区域区分	手続	受付期間	処理にかかる期間	備考
市街化調整区域	許可申請	毎月21日から25日 (土・日曜日、祝日を除く)	約4週間	農地の立地・転用目的等によっては許可とならない場合があります。
市街化区域	届出	随時	約1週間	

※農地転用申請に係る事前相談は、随時受け付けていますので、ご不明な点はお問合せください。

《お問合せ先》 農業委員会事務局農地係 (☎224-1111 内線6432)

## 農地改良には事前協議が必要です

「湿田の解消に」、「田んぼを畑に」といった目的で自ら盛土を行う場合、農業委員会へ事前に協議を行う必要があります。

### 農地改良を行う際の主な要点

- ▶隣接地の用途に支障をきたすことがないように、埋立てを行う場合においても、高さ制限があります。
- ▶埋立面積は3,000㎡未満です。
- ▶期間はおおむね180日以内です。
- ▶農地の埋立等に使用する建設発生土等の発生元を明確にすることが必要です。
- ▶事業実施の1か月前までに所定の用紙に必要書類を添えた協議が必要です。

《お問合せ先》 農業委員会事務局調査広報係 (☎224-1111 内線6412)

26 日(月)	20 日(火)	15 日(木)	13 日(火)	5 日(月)	10 月	25 日(金)	18 日(金)	15 日(火)	11 日(金)	4 日(金)	9 月
東部地区連絡会	中部地区連絡会	西部地区連絡会	農地利用最適化推進協議会	第4回総会	第3回運営委員会	東部地区連絡会	中部地区連絡会	西部地区連絡会	農地利用最適化推進協議会	第3回総会	第2回運営委員会

農業委員会活動報告

9月～10月

# 新型コロナウイルス感染症拡大による助成制度 農業者の皆さんも対象です！

## 持続化給付金

特に大きな影響を受けている事業者を対象として、条件により法人は最大200万円、個人事業主は最大100万円が給付されます。

《お問合せ先》持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570

## 家賃支援給付金

地代・家賃（賃料等）の負担を軽減するため、法人は最大600万円、個人事業主は最大300万円が給付されます。

《お問合せ先》家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930

## 水戸市事業継続緊急支援金

国の持続化給付金の対象外となった市内に事業所を有する法人もしくは個人事業主、又は市内に住所を有する個人事業主を対象とした給付金です。対象要件など詳細はお問合せください。

《お問合せ先》水戸市商工課 ☎ 232-9185



みとちゃん

### 農業に使用する軽油引取 税の免税制度について

農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを行うことで、軽油引取税が免税されます。

#### 【免税の対象となる方】

農業を営む者等

#### 【免税の対象となる機械】

動力耕うん機、トラクター、ブルドーザー、施肥用機械、播種機、脱穀機、籾すり機、麦刈り機、わら加工機械、繊維加工用機械、畜産用機械 等

※道路運送車両法第4条の規定により登録を受け、ナンバープレートを付けている機械は、免税の対象となりません。

#### 【免税軽油の申請手続き】

(1) 県税事務所へ申請書を提出し、「免税軽油使用者証」・「免税証」の交付を受ける。

(2) 販売店で免税証と引換えに、免税証に記載された数量と同じ量の軽油を免税価格で購入する。

(3) 県税事務所へ購入した数量等を報告する。

#### 【申請に併せて必要な書類】

◎ 「免税軽油使用者証」

(1) 耕作証明書  
(2) 機械の写真、カタログ又は取

扱証明書、販売証明書等

(3) 誓約書

(4) 農業の受委託に関する契約書等（受託者の場合）

(5) 印鑑、手数料400円 等

◎ 「免税証」

(1) 作付面積内訳書

(2) 印鑑

(3) 新規申請以外の場合

・ 免税軽油使用実績書（農業用）

・ 免税軽油の引取り等に係る報告書 等

#### 【ご注意ください】

(1) 免税機械の入替、追加、廃止等、使用者証の記載事項に変更があった場合  
・ 県税事務所へ使用者証の書替えの手続きをする。

(2) 使用者証及び免税証の紛失

・ 速やかに県税事務所へ届出る。

(3) 使用者証及び免税証の失効

・ 速やかに県税事務所へ返納する。

※現行制度は、令和3年3月31日限りで失効します。その後の取り扱いについては未定となっておりますので御留意ください。

#### 《お問合せ先》

水戸県税事務所課税第一課

（☎ 221-4800）

農業委員会事務局農政係

（☎ 224-1111

内線6421）

### 農業委員の退任 がありました

令和2年10月13日に飯島清光様が退任されました。

退任された飯島様におかれましては、本市の農業振興にご尽力いただき本当にありがとうございました。

国が支える。安心が大きくなる

# 担い手積立年金

[愛称]

# 農業者年金

## 農 地 情 報

農地を保全するため、所有者の皆様に応じた管理をお願いしています。所有者自らが耕作を行うことが難しい場合は、耕作意欲のある方への貸し付け等をあつせんしています。農地を売りたい、貸したいというご希望がありましたら、広報誌等を通じて情報提供（個人を特定できる情報は除く）を行っていますので、お気軽にご相談ください。 ※価格・賃料は応相談

《お問合せ先》農業委員会事務局農政係 (☎ 224-1111 内線6421)

### 【貸し付け・売り渡し希望一覧】

番 号	大 字	字	台帳地目	面積 (a)	希 望
1	飯島町	向原	畑	3 1	貸
2	鯉淵町	三ノ割	畑	9	貸/売
3	鯉淵町	六ノ割	畑	5 5	貸/売
4	大足町	勘定前	畑	3 3	貸
5	酒門町	中千束	畑	2 8	売

## 農業委員のひとこと

昨今の世の中は何て状況なのだろう。地震や大型台風等の自然災害。放射線除染は少しずつ進み、復興もやっと思つた矢先に今回の新型コロナウイルス感染症の拡大である。

新型コロナウイルス感染者は世界中に広がっています。ウイルスを簡単に確認できる装置があれば安心して対策することもできるので、目に見えない分、マスクだけで自分の身を守る事ができるのか不安を感じます。

最近、水田にはマスクのごみ捨てられています。7月1日からレジ袋の有料化が開始されました。そのこともあつてか、水田へのポイ捨てが増えていくように感じます。農業は草との闘いですが、ごみ拾いまで作業が増えては酷いものだと感じます。

農業を取り巻く環境は農産物価格の低迷、生産者の高齢化、担い手不足が深刻化するなど厳しい状況となっています。その中にある「生涯現役」、散歩をするなら「農地パトロール」と頑張りたいと思います。

(農業委員 安藏 久男)

二十四節気の「立冬」を迎え、口毎に寒さも身に染みる季節となりました。田んぼは収穫を終え、次の春を迎える備えをしています。

さて、茨城県JA女性協議会の総会の中で、「協議会に集う私達一人ひとりが相互に助け合い、仲間と共に支えあう『協力の力』を発揮して、地域で何ができるかを考え、お互いに協力し合いながら、自らの手で創造的に地域を輝かせ、そして自らも輝いていきましょう。」と採択されました。食と農を通して地域を、また人と人とのつながりを大切にしていくことが重要であると常々感じております。

JA水戸女性部では、ちやぐりんフェスタ、食育イベント等を行っています。ちやぐりんフェスタでは、とれたての新米を使ってかまど炊きごはんや野菜たっぷりの豚汁で地産地消の推進を行っています。

我が家では、自給自足を心掛けるため、冬に家族で温かい鍋を囲むための冬野菜作りをしています。

(農業委員 立原 清子)

